

【変更日：2023年11月1日版】「付帯サービス紹介業務の委託に関する特約」  
新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第2条 (定義)</p> <p>② 「イタンジ付帯会社」とは、当社と業務提携契約、顧客紹介契約、営業代理店契約及びその他契約に基づく関係を有し、当社が利用者顧客（利用規約第4条第9号に定義。）を送客する先の付帯会社をいいます。</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>② 「イタンジ付帯会社」とは、当社と業務提携契約、顧客紹介契約、営業代理店契約およびその他契約に基づく関係を有し、当社が利用者顧客（利用規約第4条第9号に定義。）を送客する先の付帯会社をいいます。</p>	<p>文言を修正いたしました。</p>
<p>第3条 (本業務委託契約に関する手続き)</p> <p>3. 当社は、本受託者に事前に通知することで、イタンジ付帯会社を変更できます。なお、原則として本受託者からのイタンジ付帯会社の変更はできません。</p>	<p>第3条 (本業務委託契約に関する手続き)</p> <p>3. 当社は、本受託者に事前に通知することで、イタンジ付帯会社を変更できます。なお、原則として本受託者からのイタンジ付帯会社の変更はできません。<u>但し、イタンジ付帯会社の変更にあたり、本受託者が別途当社の提示する条件につき全て同意した場合は、この限りではないものとします。</u></p>	<p>但書を追加いたしました。</p>
<p>第6条 (業務委託料の支払について)</p> <p>① 当社は、別途当社とイタンジ付帯会社間の基準・報告期日に従い、イタンジ付帯会社からの関心顧客及び成約顧客の実績報告をもって、各本受託者における付帯サービス紹介業務に係る実績を確認するものとします。</p> <p>② 当社は、イタンジ付帯会社より、前項の関心顧客及び成約顧客に係る実績に基づくイタンジ報酬を、別途定める支払期日までに受領するものとします。</p>	<p>第6条 (業務委託料の支払について)</p> <p>① 当社は、別途当社とイタンジ付帯会社間の基準・報告期日に従い、イタンジ付帯会社からの関心顧客および成約顧客の実績報告をもって、各本受託者における付帯サービス紹介業務に係る実績を確認するものとします。</p> <p>② 当社は、イタンジ付帯会社より、前項の関心顧客および成約顧客に係る実績に基づくイタンジ報酬を、別途定める支払期日までに受領するものとします</p>	<p>文言を修正いたしました。</p>
<p>第7条 (禁止行為)</p> <p>1. 本受託者は本業務委託契約を締結している間、以下各号の行為をできないものとします。但し、本業務委託契約締結時点において以下各号の全てまたは一部を行っていた場合、及び当社と本受託者間で協議の上、以下各号の行為の全てまたは一部を当社が許諾した場合については、この限りではないものとします。</p> <p>① 付帯会社と同種の他の事業者（以下「第三者付帯会社」といいます。）に対して、利用者顧客を紹介する行為</p>	<p>第7条 (禁止行為)</p> <p>1. 本受託者は本業務委託契約を締結している間、以下各号の行為をできないものとします。但し、本業務委託契約締結時点において以下各号の全てまたは一部を行っていた場合、<u>および当社と本受託者間で協議の上、以下各号の行為の全てまたは一部を当社が許諾した場合については、この限りではないものとします。</u></p> <p>① 付帯会社と同種の他の事業者（以下「第三者付帯会社」といいます。）に対して、利用者顧客を紹介する行為 <u>(但し、管理物件の所有者により指定された第三者付帯会社へ利用者顧客を紹介する場合は除く。)</u></p>	<p>文言修正と但書を追記いたしました。</p>

【変更日：2023年11月1日版】「付帯サービス紹介業務の委託に関する特約」  
新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第7条 (禁止行為) (第3項、第4項追加)</p>	<p>第7条 (禁止行為)</p> <p>3. <u>当社は、本受託者が第1項各号のいずれか違反し、是正を催告されたにも関わらず、催告を受けた日より14日以内に是正されなかったときは、本受託者に対して、当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。</u> <u>なお、当社が被った損害額は、本業務委託契約締結完了時から起算して本受託者の管理物件にMUを通じて行われた申込み件数のうち、本受託者都合によりイタンジ付帯会社に紹介できなかった利用者顧客総数に対して、1件あたり金5,000円を乗ずる方法により算定します。</u></p> <p>4. <u>本受託者は、次の各号に定める事由が発生し、かつ、当社から是正催告してから3か月を超えても改善がみられない場合は、本業務委託契約締結完了時から起算してMUを通じて行われた申込み件数の50%を超える件数に対して、1件あたり金600円を乗じた額を請求することができるものとします。</u></p> <p>① <u>本業務委託契約締結完了時から起算してMUを通じた申込み件数に対して、イタンジ付帯会社が提供する付帯サービスについて、ライフライン取次契約の全てが案内不可とされる(管理物件の状況、入居希望者の要望等理由の如何を問いません。) 件数の割合が50%以上であるとき</u></p> <p>② <u>本業務委託契約締結完了時から起算してMUを通じた申込み件数に対して、MUの顧客ステータスが「入居希望者」であるにも関わらず、イタンジ付帯会社から連絡をした際に入居済みであることが判明した件数の割合が50%以上であるとき</u></p>	<p>条項を追加いたしました。</p>
<p>第8条 (免責事項) 本業務委託契約の履行および付帯サービス契約に関して、本受託者と利用者顧客との間でトラブル、クレーム、紛議、紛争など(以下「本受託者紛争等」といいます)</p>	<p>第8条 (免責事項) 本業務委託契約の履行および付帯サービス契約に関して、本受託者と利用者顧客との間でトラブル、クレーム、紛議、紛争など(以下「本受託者紛争等」といいます)</p>	<p>文言修正と削除をいたしました。</p>

【変更日：2023年11月1日版】「付帯サービス紹介業務の委託に関する特約」  
新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>す。)が発生した場合でも、本受託者紛争等が、当社の責めに帰すべき事由に依らない限り、当社は、本受託者紛争等に関与せず且つ一切の責任を負わないものとします。また、本受託者は、自らの負担と責任をもって本受託者紛争等を解決しなければならず、本受託者紛争等に拠り、当社が何らかの損害を被った場合には、利用規約第38条（損害賠償責任）の規定に従い、本受託者は当社に対して補償するものとします。</p>	<p>す。)が発生した場合でも、本受託者紛争等が、当社の責めに帰すべき事由に<u>拠らない</u>限り、当社は、本受託者紛争等に関与せず且つ一切の責任を負わないものとします。また、本受託者は、自らの負担と責任をもって本受託者紛争等を解決しなければならず、本受託者紛争等に拠り、当社が何らかの損害を被った場合には、<u>利用規約の規定</u>に従い、本受託者は当社に対して<u>その損害を賠償</u>するものとします。</p>	
<p>第10条 (新設)</p>	<p><u>第10条. (本業務委託契約終了後のシステム利用料等の支払いについて)</u> 本受託者が、イタンジ付帯会社が提供する付帯サービスと MU との連携停止等を理由に本業務委託契約を解除ないし解約される場合、別途当社の提示する MU 等のシステム月額利用料、および設定変更手数料をお支払いいただくことに同意するものとします。</p>	<p>条文を追加いたしました。</p>
<p>第10条. (利用規約との関係) 本特約に規定の無い事項は、利用規約の規定に基づくものとします。また、本特約と利用規約の規定間での矛盾、抵触などがある場合には、本特約の規定を優先して適用するものとします。</p>	<p><u>第11条. (利用規約との関係)</u> 本特約に規定の無い事項は、利用規約の規定に基づくものとします。また、本特約と利用規約の規定間での矛盾、抵触などがある場合には、本特約の規定を優先して適用するものとします。</p>	<p>条数を変更いたしました。</p>
<p>(2021年7月27日改定) (2022年12月1日改定)</p>	<p>(2021年7月27日改定) (2022年12月1日改定) <u>(2023年11月1日改定)</u></p>	<p>本改定日を追記</p>